

冬道を走るなら

早めの

冬用タイヤ

装着が大切です!



積雪・凍結道路ですべり止めの措置をとらない運転は

法令違反

反則金
普通車 **6千円**

となります。

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く)
違反行為は、反則金の適用となります。(大型車：7千円、普通車：6千円、二輪車：6千円、原付車：5千円)

※ タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。

一般社団法人日本自動車タイヤ協会

後援：国土交通省東北地方整備局／国土交通省東北運輸局／NEXCO東日本東北支社／
一般社団法人日本自動車連盟(JAF)東北本部